

(仮称)尾道市立大学附属図書館建設基本・実施設計業務委託特記仕様書**I 業務概要**

1. 業務名称 : (仮称)尾道市立大学附属図書館建設基本・実施設計業務委託

2. 計画施設概要
 - (1) 施設名称 (仮称)尾道市立大学附属図書館

 - (2) 敷地の場所 尾道市久山田町1600番地2

 - (3) 施設用途 大学附属図書館
平成21年国土交通省告示第15号別添2 第8号 第1類とする。

 - (4) 計画範囲 基本・実施設計業務
 - a. 新附属図書館建設(既存棟(現図書館含む)の通信設備、消防設備等の改修共)、外構、延焼の恐れのある部分の改修他

3. 設計と条件**(1) 敷地の条件**

- a. 敷地の面積 本部キャンパス全体 23,549.16 m²
建設予定地 約 1,900 m² (現図書館と C 棟間の空地)
- b. 用途地域及び地区の指定 : 市街化調整区域

(2) 施設の条件**a. 耐震安全性の分類**

「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」による、耐震安全性の分類は次のとおり想定している。

- 1) 構造体 II類
- 2) 建築非構造部材 B類
- 3) 建築設備 乙類

(3) 建設の条件**a. 工事費(予定)**

- ①新附属図書館建設工事(建築、電気設備、機械設備、昇降機設備、外構一式)
16億円程度(消費税を含む)(書架、机、椅子他の備品類及び書籍貸し出しシステムは除く)

b. 建設工期(予定)

- ①新附属図書館建設工事 令和6年8月～令和7年12月(17ヶ月)
※現時点での想定であり、事業の進捗状況により変更する場合がある。

(4) 設計方針（留意事項、基本コンセプト等 その他計画書によるもの）

a. 基本コンセプト

テーマ1 『「尾道」という街に立地し、経済情報、芸術文化という2学部を擁する大学の附属図書館としての施設整備構想』

テーマ2 『学生、一般市民が利用するうえで、管理、運営にも考慮した使いやすさ及び、安全・安心な施設』

テーマ3 『既存棟にも配慮し、当該地域（水源池他）に調和した建物デザイン』

テーマ4 『「ZEB」実現へ向けての考え方と、建設コスト削減の考え方』

b. 留意事項

- 1) 基本設計に当たっては、既に本大学において作成済みの「尾道市立大学附属図書館建設基本構想」に基づき実施し、原則本基本構想から逸脱してはならない。ただし、やむを得ずこれによりがたい場合は調査職員と十分に協議を行い、承諾を得たうえで業務を実施すること。
- 2) 実施設計に当たっては、建設業界の現状、新技術、物価動向等に常に注意を払い、現状に即した内容の設計となるよう業務を実施すること。

c. 施設機能概要

対象建物	設計内容	構造・規模	備考
(仮称)尾道市立大学附属図書館	新築設計	構造、階数は提案による。 延べ床面積 3,000㎡程度	
収蔵冊数	新築設計	開架固定書架 約19万冊程度 開架可動式書架 約5万冊程度 貴重書書庫 約1万冊程度	
閲覧席数	新築設計	約200席程度	

d. 想定諸室

名称	規模	備考
ホール	提案による	サービスカウンター、風除室、BDS
ラウンジ	〃	飲料自販機
ギャラリーコーナー	〃	学生・教員他作品展示
新聞雑誌コーナー	約1,000冊程度	
専門雑誌コーナー	約2,000冊程度	コピー、OPAC
事務室	職員6人程度	打合せコーナー、休憩室含む、館長室不要
会議室	円卓20席程度	収納庫含む
機械室	提案による	空調機器、消火設備他
荷受け荷捌き室	〃	燻蒸機能不要

視聴覚室	約10席程度	資料室含む
グループ学習室	約6席×2室程度	
研修室・1	約10席程度	
研修室・2	約20席程度	
開架式固定書架	約19万冊程度	書架間通路幅W=1,100以上
開架式可動書架	約5万冊程度	可動式書架(手動)
重要書籍庫	約1万冊程度	単独24時間空調
閲覧席	約200席程度	コピー、OPAC
便所	提案による	HCWC、オストメイト
階段	〃	
エレベーター	乗用1台	
倉庫	提案による	
その他諸室	〃	

(5) 履行期間

契約締結日の翌日から令和6年3月29日までとする。当日までに確認済証の交付を受けること。ただし、これに依りたいと調査職員が認める場合は、当日までに申請書類を確認検査機関に提出し受理されること。(確認済証交付まで責任をもって対応すること。)

※基本設計図書一式については、令和5年4月28日までに提出すること。ただし、これに依りたいと調査職員が認める場合は、変更することがある。

※建築意匠図、建築構造図、電気設備図、機械設備図(各チェック用)などの提出は調査職員と事前に協議し期限を設定する。

※積算数量調書、工事費内訳明細書(チェック用)を、令和6年2月23日までに提出すること。

II 業務仕様

本特記仕様書(以下「特記仕様書」という。)に記載されていない事項は、「公共建築設計業務委託共通仕様書(官庁営繕統一基準) (以下「共通仕様書」という。)」による。

1. 特記仕様書の適用

特記仕様書に記載された特記事項については「◎」印が付いたものを適用する。「○」印の付かない場合は、「＊」印を適用する。「○」印と「⊗」印が付いた場合はともに適用する。

2. 特記仕様書における読替え等

(1) 共通仕様書中「検査職員」とあるのは特記仕様書では「検査員」と読み替えるものとする。

3. 設計業務の内容及び範囲

(1) 一般業務の範囲

a. 基本設計

- 建築(総合)基本設計に関する標準業務
- 建築(構造)基本設計に関する標準業務
- 電気設備(昇降機を含む)基本設計に関する標準業務
- 機械設備基本設計に関する標準業務

b. 実施設計

- 建築(総合)実施設計に関する標準業務(設計意図の伝達業務を除く。)
- 建築(構造)実施設計に関する標準業務(設計意図の伝達業務を除く。)
- 電気設備(昇降機を含む)実施設計に関する標準業務(設計意図の伝達業務を除く。)
- 機械設備実施設計に関する標準業務(設計意図の伝達業務を除く。)

一般業務の内容には、委託業務の履行に当たり、設計内容の説明等に用いる資料等の作成(簡易な透視図、日影図、コスト縮減資料及び各種技術資料を含む)及び委託業務の対象となる工事の実施に当り法令上必要となる、各種の申請に用いる資料の作成や申請手続業務を含むものとする。

また、本事業に附帯する、外構整備、図書館附属駐車場・駐輪場整備等の設計を含むものとする。

(2) 追加業務の内容及び範囲

- ⊗ 積算業務 (積算数量算出書の作成、単価作成資料の作成、見積りの徴取、見積検討資料の作成)
 - 建築積算業務
 - 電気設備積算業務
 - 機械設備積算業務
 - 外構整備、駐車スペース・駐輪場整備等積算業務
- 透視図(着色)作成:種類(鳥瞰図、ラウンジ、開架書庫等3枚)、判の大きさ(A2版)
額の有無(有)、材質(アルミ製)、電子データ(提出)

- ◎ 模型製作:縮尺(1/300程度)、主要材料(スチンボード又はこれに準ずるもの)
 - ◎ 都市計画法他関係法令等に基づく必要な各種申請手続業務
 - ◎ 建築確認申請手続業務
 - ・ 市町指導要綱による中高層建築物の届出書(標識看板及び設置報告書の作成を含む。)
 - ◎ エネルギーの使用の合理化に関する法律(以下「省エネ法」という。)に基づく省エネルギー関係計算書の作成及び申請手続業務
 - ◎ リサイクル計画書の作成(基本設計、実施設計の各段階において、建設副産物対策(発生の抑制、再利用の促進、適正処理の徹底)について検討を行い、設計に反映させるものとし、その検討内容をリサイクル計画書として取りまとめを行う。)

 - ◎ 概略工事工程表の作成
 - ・ 広島市地球温暖化対策等の推進に関する条例に基づく建築物環境計画書(CASBEEによる評価に係る業務を含む。)及び緑化計画書申請手続業務(必要な場合)
 - ◎ 住民説明等に必要な資料の作成
 - ・ 防災計画評定又は防災性能評定に関する申請手続業務
 - ・ テレビ電波障害調査(机上検討)
 - ◎ 図書管理貸出システム、学内LAN・その他通信機器(消防設備機器含む)の改修及び増設等に必要な建築・設備設計業務
 - ◎ 外構設計業務
 - ◎ オフィスレイアウト業務(固定書架・可動書架・家具・備品等の設計を含む。)
 - ・ 既存建物等解体及び敷地整備実施設計業務
 - ◎ その他当該設計業務に必要な業務(採用されたプロポーザル技術提案書をより具体化した資料の作成、各種補助申請資料の作成、学内協議説明資料の作成等)
- ※ 各種申請において、申請手数料を要する場合、費用は受注者の負担とする。

(3) 特別経費について

特別経費として以下のものを見込んでいる。

- ・ (一財)建築コスト管理研究所の営繕積算システム(RIBC2)内訳書数量入力システムLITEの利用料

(4) 別途で業務委託する内容

- a. (仮称)尾道市立大学附属図書館建設に伴う地質調査業務委託

4. 業務の実施

(1) 一般事項

- a. 基本設計業務は、提示された設計と条件及び適用基準等によって行う。
- b. 実施設計業務は、提示された設計と条件、基本設計図書及び適用基準等に基づき行う。
- c. 積算業務は、調査職員の承諾を受けた実施設計図書及び適用基準等によって行う。

(2) 適用基準等

設計に当たっては、建築基準法その他関係法令並びにこれに基づく条例規則等の規定を適用する。その他の適用に当たっては次の基準を参考にし、特記なき場合は、国土交通省大臣官房官庁営繕部が制定又は監修したものを適用する。

a. 共 通

- 建築物エネルギー消費性能基準（最新版）
- 官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（最新版）
- 官庁施設の基本的性能基準（最新版）
- 官庁施設の環境保全性基準（最新版）
- 官庁施設のユニバーサルデザインに関する基準（最新版）
- 官庁施設の防犯に関する基準（最新版）
- 官庁施設の津波防災診断指針（最新版）
- 公共建築工事積算基準（最新版）
- 公共建築工事共通費積算基準（最新版）
- 公共建築工事標準単価積算基準（最新版）
- 建築物解体工事共通仕様書（最新版）
- 広島県福祉のまちづくり条例（最新版）
- ・ 建設副産物の手引き（最新版）
- 尾道市公共建築物等木材利用促進方針（最新版）
- 尾道市景観計画及び尾道市景観条例（最新版）

b. 建 築

- 建築工事設計図書作成基準（最新版）
- 公共建築工事標準仕様書（建築工事編）
- 木造建築工事標準仕様書（最新版）
- 建築設計基準（最新版）
- 建築構造設計基準（最新版）
- 建築工事標準詳細図（最新版）
- 木造計画設計基準・同解説（最新版）
- 構内舗装・排水設計基準（最新版）

c. 建築積算

- 公共建築数量積算基準（最新版）
- 公共建築工事内訳書標準書式（建築工事編）（最新版）
- 公共建築工事見積標準書式（建築工事編）（最新版）

d. 設 備

- 建築設備計画基準（最新版）
- 建築設備設計基準（最新版）
- 建築設備工事設計図書作成基準（最新版）
- 公共建築工事標準仕様書（電気設備工事編）（最新版）
- 公共建築設備工事標準図（電気設備工事編）（最新版）

- 公共建築工事標準仕様書(機械設備工事編) (最新版)
- 公共建築設備工事標準図(機械設備工事編) (最新版)
- 排水再利用・雨水利用システム計画基準 (最新版)
- 建築設備耐震設計・施工指針 (最新版)
- 官庁施設におけるクールビズ/ウォームビズ空調システム導入ガイドライン (最新版)
- 建築設備設計計算書作成の手引 (最新版)
- e. 設備積算
 - 公共建築設備数量積算基準 (最新版)
 - 公共建築工事内訳書標準書式(設備工事編) (最新版)
 - 公共建築工事見積標準書式(設備工事編) (最新版)

(3) 業務計画書(業務組織計画表)

業務計画書として、次の内容を記載した業務組織計画表を、外部委託する場合は「委任(下請負)承諾願」に添付し、提出すること。(共通仕様書第3章 3.5の規定は適用しない。)

- a. 管理技術者の氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、経験年数等
- b. 各主任担当技術者の担当分野、氏名、生年月日、所属・役職、保有資格、経験年数等
- c. 担当技術者の分担業務分野、所属、氏名、生年月日、保有資格、経験年数等
- d. 協力事務所の名称、分担業務分野、協力を受ける理由及び具体的内容
- e. 分担業務分野、具体的な業務内容、追加する理由及び主任担当技術者の氏名・生年月日・所属・役職・保有資格・経験年数等 (建築、構造、電気及び機械以外に分担業務分野がある場合)
- f. 緊急連絡先
- g. その他

(4) 管理技術者の資格要件

- a. 建築士法第2条第2項に規定する一級建築士であること。
- b. 参加表明書の提出者の組織に属しており、公告日までに引き続き3か月以上の雇用関係を有していること。
- c. 建築士法施行規則第1条の2第1号から第4号及び第5号イに定める業務に13年以上の実務実績があること。

(5) 貸与資料等

- a. 既存設計図書等
 - 既存建築物設計図書一式
- b. 既存資料
 - 地質調査資料(柱状図)(既存棟建設時調査資料及び別途発注調査資料)
 - ・ (一財)建築コスト管理研究所の内訳書作成システム用電子データ(名称ファイル、金抜き複合単価ファイル)

(6) コスト縮減等の検討

本業務の中で営繕技術コスト構造改善検討会の実施やコスト構造改善チェックリスト及びコスト構造改善算定表を作成する必要がある場合は、調査職員と協議し、次の事項について取りまとめを行う。

- a. コスト縮減対策（建設コスト、時間的コスト、ライフサイクルコスト等）として有効なものとして採択した事項（コスト縮減提案）
- b. 品質向上に配慮した事項（施設の長寿命化、維持管理の推進、環境負荷低減等）

(7) ゼロエネルギービルディング（ZEB）の検討

本業務の中で調査職員と協議を行い、創エネ、省エネのバランスの取れた技術の採用を検討し、ゼブレディ、ニアリーゼブ等の検討を行う。

(8) 電子納品対象業務

本業務は電子納品対象業務とする。

電子納品とは、「調査、設計、工事などの各業務段階の最終成果を電子データで納品すること。」をいう。ここでいう電子データとは、調査職員の指示に基づき作成されたものを指す。なお、電子化に要する費用は諸経費に含まれているものとする。

(9) 成果物の取り扱いについて

提出されたCADデータ等については、当該施設に係る工事の請負業者に貸与し、当該工事における施工図の作成、当該施設の完成図の作成及び完成後の維持管理に使用する。

(10) 写真の著作権の権利等について

受注者は、写真の撮影を再委託する場合は、次の事項を条件とすること。

- a. 写真は、当大学が行う事務及び当大学が認めた公的機関の広報に無償で使用することができる。この場合において、著作者名を表示しないことができる。
- b. 次に掲げる行為をしてはならない。（ただし、あらかじめ発注者の承諾を受けた場合はこの限りではない。）

- 写真を公表すること。
- 写真を他人に閲覧させ、複写させ、又は譲渡すること。

(11) 業務実績情報の登録について

* 不要とする。

- ・ 要する。（受注者は、公共建築設計者情報システム(PUBDIS)に「業務カルテ」を登録する。なお、登録に先立ち、登録内容について、調査職員の確認を受ける。また、業務完了検査時には、登録されることを証明する資料として、「業務カルテ仮登録(調査職員の押印済み)」を検査職員に提出し確認を受け、業務完了後に速やかに登録を行う。）

(12) 地元関係者等への説明、交渉等

- 受注者は、発注者が行う地元関係者等への説明、交渉等の際に資料作成などに協力する。

(13) 設計に際しての基本方針

設計に際しては、調査職員と十分な連絡調整を行い、設計条件の明確化を図るものとし、次の点に留意すること。

- a. 地盤、構造体、仕上げ及び機器の安全性
- b. 設計施設と周辺環境との調和
- c. 使用上の利便
- d. 経済性、維持管理の容易性及び各種設備更新時の検討
- e. 工事の安全性及び公衆災害の防止
- f. 条件明示（原則として特記仕様書（施工条件）に記入すること。）

(14) 積算に際しての留意事項

工事内訳書の単価については、建設物価・積算資料等の設計月の刊行物を採用し、見積りによる場合は、3社以上の見積りを徴集し比較表を作成して、最低見積額を採用すること。

(15) 協力業者（下請け業者）との契約について

協力業者（下請け業者）との契約に当っては、平成21年1月7日付け国土交通省告示第15号によって示された構造及び設備の報酬基準を参考に、設計品質を確保する上で必要な報酬額で契約するよう努めること。

また、第三者に再委託する場合に、発注者の承諾を得なくてもよい簡易な業務は、コピー、ワープロ、印刷、製本、計算処理（構造計算、設備計算及び積算を除く。）、トレース、資料整理、模型製作、透視図作成に限る。

(16) 特別管理産業廃棄物等の調査

- ・ 解体等の設計に際しては、特別管理産業廃棄物等（廃石綿等、PCBを含む機器類、PCB含有シーリング材、廃油、廃酸・廃アルカリ、フロン・ハロン、イオン化式感知器、六ふっ化硫黄ガス等）の有害物質の有無について調査を行うこと。なお、調査方法等は、廃石綿等にあつては、建築物解体工事共通仕様書・同解説（国土交通省大臣官房官庁営繕部監修平成24年版）6.1.2施工調査により実施し、その他の廃棄物等は調査職員と協議の上、実施すること。また、廃石綿等の資料採取による分析調査箇所数は次のとおり見込んでいる。

【廃石綿等の資料採取による分析必要箇所数】

アスベスト含有保温材等・・・ 箇所程度

- 行わない

(17)その他

○既存図面等は貸与とするが、インフラ経路については現地調査したうえで、盛替の必要範囲を特定、設計図面に反映すること。

5. 成果物、提出部数等

(1) 基本設計

種別	内容	部数等	摘要
建築 (総合)	・ 建築（総合）基本設計書 計画説明書 仕様計画概要書 仕上計画表 面積表及び求積図 敷地案内図 配置計画図 平面（各階）及び動線計画図 断面計画図 立面計画図 矩計図 工事費概算書（コスト比較検討を含む。） 仮設計画概要書 ・ その他調査職員が必要と認めるもの	5部程度	外構等を含む。
建築 (構造)	・ 建築（構造）基本設計書 構造計画概要書及び仕様概要書 構造計画図 工事費概算書（コスト比較検討を含む。） ・ その他調査職員が必要と認めるもの	5部程度	
電気設備	・ 電気設備基本設計書 電気設備計画説明書 電気設備計画概要書 仕様概要書 工事費概算書（コスト比較検討を含む。） ・ その他調査職員が必要と認めるもの	5部程度	
機械設備	・ 機械設備基本設計書 機械設備計画説明書 機械設備計画概要書 仕様概要書 工事費概算書（コスト比較検討を含む。） ・ その他調査職員が必要と認めるもの	5部程度	

提出資料等	<ul style="list-style-type: none"> ・各技術資料 ・各記録書 ・概略工事工程表 ・維持管理費概算書 ・透視図 ・模型 ・電子成果品 ・業務工程表（全体） ・期間別業務予定表・履行報告書 ・その他調査職員が必要と認めるもの 	1部 一式 3カット 一式 1部 2部 毎回1部	電子メディア提出 2回/月
-------	---	--	----------------------

- (注) : 建築（構造）、電気設備及び機械設備の成果物は、建築（総合）基本設計の成果物の中に含めることができる。
- : 成果物は調査職員の指示により製本とする。また、概要版を作成すること。
- : 電子成果品の提出は、ウイルス対策を実施した上で提出すること。
- : 期間別業務履行報告書については、期間内に作成した図面を添付すること。提出は毎月2回を原則とし、調査職員と協議し決定する。

(2) 実施設計

種別	内容	部数等	摘要
建築 (総合)	・ 建築（総合）設計図	1部	
	建築物概要書	適 宜	
	仕様書	適 宜	
	仕上表	適 宜	
	面積表及び求積図	適 宜	
	敷地案内図	適 宜	
	配置図	適 宜	
	平面図（各階）	適 宜	
	断面図	適 宜	
	立面図（各面）	適 宜	
	矩計図	適 宜	
	展開図	適 宜	
	各伏図（各階）	適 宜	
	平面詳細図	適 宜	
	部分詳細図（断面含む）	適 宜	
建具配置図	適 宜		
建具表	適 宜		
外構図（駐車場・駐輪場等含む）	適 宜		
総合仮設計画図	適 宜		
建築関係法令チェックリスト	適 宜		

	サイン計画図 什器類配置計画図 ・工事費内訳書 ・数量計算書 ・見積比較表 ・各種計算・比較検討書 ・その他調査職員が必要と認めるもの	適 宜 適 宜 1部 1部 1部 1部	金額入り
建築 (構造)	・建築（構造）設計図 仕様書 構造基準図 伏図（各階） 軸組図 部材断面表 各部断面図 標準詳細図 各部詳細図 ・構造計算書 ・各種比較検討書 ・その他調査職員が必要と認めるもの	1部 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 1部 1部	
電気設備	・電気設備設計図 仕様書 敷地案内図 配置図 構内配電線路図 幹線設備図 電灯設備図 動力設備図 雷保護設備図 BDSシステム図 受変電設備図 太陽光発電設備図 構内通信線路図 電気時計設備図 拡声設備図 誘導支援設備図 表示（出退表示等）設備図 映像・音響設備図 インターホン（呼出）設備図 テレビ共同受信設備図	1部 適 宜	

	監視カメラ設備図 駐車場管制設備図 警報（火災報知等）設備図 構内交換設備図 防犯・入退室管理設備図 情報通信設備図 中央監視制御設備図 防災行政無線設備図 昇降機設備図 ・工事費内訳書 ・数量計算書 ・見積比較表 ・各種計算・比較検討書 ・その他調査職員が必要と認めるもの	適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 1部 1部 1部 1部	金額入り
機械設備	・機械設備設計図 仕様書 敷地案内図 配置図 配管、ダクト系統図 機器表 空調設備図 衛生器具設備図 給水設備図 排水設備図 給湯設備図 消火設備図 厨房設備図 ガス設備図 ・工事費内訳書 ・数量計算書 ・見積比較表 ・各種計算・比較検討書 ・その他調査職員が必要と認めるもの	1部 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 適 宜 1部 1部 1部 1部	金額入り
提出資料等	・各技術資料 ・各記録書 ・関係法令等に基づく必要な各種申請図書 （確認申請図書等） ・省エネルギー関係申請図書 ・ライフサイクルコスト検討書	1部 1部 必要部数 1部 1部	

	・概略工事工程表	1部	A4版製本 電子メディア提出 A2製本2部 A3縮小製本3部	
	・リサイクル計画書	1部		
	・業務打合せ簿・打合せ記録簿	1部		
	・現況写真及び現地調査資料	1部		
	・電子成果品	1部		
	・設計図二つ折り製本	5部		
	・稟議用A4版製本	2部		
	・業務工程表（全体）			
	・期間別業務予定表・履行報告書	毎回1部		2回/月
	・その他調査職員が必要と認めるもの			

(注) : 建築（構造）の成果物は、建築（総合）実施設計の成果物の中に含めることができる。

: 期間別業務履行報告書については、調査職員の指示により期間内に作成した図面等を添付すること。提出は毎月2回程度を原則とし、調査職員と協議し決定する。

: 成果物は調査職員の指示により製本とする。

: 電子成果品の提出は、ウイルス対策を実施した上で提出すること。